

議案第 55 号

橋本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第 1 条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
附 則	附 則	附 則
1・2 略	1・2 略	1・2 略
3 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 7 条の規定にかかわらず、第 3 条から第 5 条の 3までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とする。この場合において、第 7 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 3 項」とする。	3 当分の間、 <u>20 年以上</u> 35 年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 7 条の規定にかかわらず、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 104</u> を乗じて得た額とする。	3 当分の間、 <u>20 年以上</u> 35 年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 7 条の規定にかかわらず、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 104</u> を乗じて得た額とする。
4 当分の間、36 年以上 <u>42 年以下</u> の期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	4 当分の間、36 年以上 <u>42 年以下</u> の期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定により計算して得られる額とする。	4 当分の間、36 年以上 <u>42 年以下</u> の期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定により計算して得られる額とする。
5 略	5 略	5 略
6 当分の間、 <u>44 年</u> を超える期間勤続して退職した者で、第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られた額とする。	6 当分の間、 <u>44 年</u> を超える期間勤続して退職した者で、第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られた額とする。	6 当分の間、 <u>44 年</u> を超える期間勤続して退職した者で、第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られた額とする。
7・8 略	7・8 略	7・8 略

(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第 2 条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 248 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第 2 条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日ににおける給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条及び附則第 3 項から第 6 項までの規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたもとのみななし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額が、新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 7 条から第 5 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 6 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第 2 条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日ににおける給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条及び附則第 3 項から第 6 項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 7 条から第 5 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 6 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第3項（新退職手当条例附則第5項及び第6項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。